

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書

※定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）とは、個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方に対し、支給するものです。

- ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外）。
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
神栖市長 様

提出日
令和〇年〇〇月〇〇日

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式は調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、神栖市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に支給の可否と支給額について通知を送付します。

【本様式での申請が可能の方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ令和6年分非課税世帯（または均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主または世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者 ※令和5年12月2日以降に転入した方は、当時の住所を必ず記入してください

(フリガナ) 氏 名 カミス タロウ	生 年 月 日 大正(昭和)平成 〇年 〇月 〇日	現 住 所 神栖市溝口4991-5 電 話 ()
令和5年12月1日時点にお住まいだった住所	令和6年1月1日時点にお住まいだった住所	
☐ 現住所と同一 ☒ 現住所と異なる 住所: □□市〇〇町2-2	☐ 現住所と同一 ☒ 現住所と異なる 住所: ××市△△町1-1	
令和6年6月3日時点にお住まいだった住所		
☒ 現住所と同一 ☐ 現住所と異なる 住所:		

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

【代理申請を行う場合】 本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、以下を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ① 同一世帯の親族の方
- ② 別世帯の親族の方…本人との親族関係を証明する書類（戸籍謄本等）を提出する必要があります。
- ③ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人等）…登記事項証明等が必要となります。

代理人の口座への振込みを希望する場合は
お書きください。

代理人	(フリガナ) 代 理 人 氏 名	本人との関係	代理人生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	代 理 人 現 住 所 電 話 () 署 名
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します				本人氏名

2. 振込口座（原則、1.の申請者の口座とします）

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1.申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
神栖 金融機関コード 1 2 3 4	神栖 支店コード 0 0 1	1 普通 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	カミス タロウ
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入ください。	1			

裏面も必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。神栖市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合や、被扶養者として令和6年度個人住民税の定額減税1万円が扶養主から減税されている場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった。
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった。

- ② 以下のいずれにも該当しません。
- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった。
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象(世帯主・世帯員)であった。
 - ・令和6年度に実施された調整給付金(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給対象であった。
- ※審査の結果、該当であることが判明した場合は給付金を返還します
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性を審査等するため、神栖市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☒ 『定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

- ☒ 申請者(または代理人)の氏名など(表面中段)
- ☒ 振込口座(表面下部)
- ☒ 誓約・同意事項(裏面上部)
- ☒ 署名(裏面下部)

☒ 事業主の令和5・6年分『所得税確定申告書』及び『青色申告決算書または収支内訳書(白色)』の写し(コピー)等

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

※令和6年及び令和7年の1月1日時点で専従主が神栖市に住民票がある場合は提出不要です

☒ 『本人(代理人)確認書類』の写し(コピー)

↓ ※申請者の運転免許証、健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

↓ 代理人申請で下記に該当する場合、本人確認書類と併せて添付してください。

- ☐ 申請者と代理人が別世帯の場合：本人との親族関係を証明する書類(戸籍謄本等)
- ☐ 法定代理人が代理申請する場合：登記事項証明書等の写し

☒ 『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
チェック漏れや提出書類の不備がある場合、支給の可否について審査ができません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申請者氏名 神栖 太郎